

組合員証の検認(資格確認)について

お問い合わせな

給付班 043-223-4118

公立学校共済組合では、被扶養者の資格確認のため 10月~11月にかけて組合員証等の検認を行っています。 ご協力いただき誠にありがとうございます。

例年、収入超過や就職等により**遡って認定取消**となる事例が見受けられます。

遡って認定取消になると、取消日以降に病院等で保険証を使用していた場合、共済組合に医療費を返還することになります。長い期間を遡って認定が取り消された場合は、医療費の返還額も高額になることがあります。

被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて当共済組合へ被扶養者認定取消申告書の届出と 被扶養者証の返却をお願いします。

1

被扶養者が就職をしていて、健康保険の被保険者になっていた。



健康保険の被保険者となった場合、認定取消の手続きが必要です。(例 4月1日に〇〇会社に就職し、会社の健康保険制度に加入した)また、採用後に試用期間等があって健康保険制度にすぐに加入しない場合でも、認定基準額(月額108,334円)以上の月額収入が見込まれる場合は、就職した日で取消となります。それまでの期間は、国民健康保険への加入となります。

2

アルバイトしている子どもの収入が認定基準額(月額 108,334 円)以上である月が連続して3か月以上になっていた。 急増

組合員が扶養している限り、被扶養者の収入を把握しておくことが必要です。複数の勤務先で収入を得ていた場合は、合算した額となります。

扶養手当が支給されている被扶養者であっても、パート・アルバイトでの不安定な収入は、特に気をつけてください。

また、勤務先の廃業等で在職等証明書が取れないケースや日 払い現金支給等で収入額の把握が難しいケースも見受けられま す。認定基準を超えていないことが証明できるようにしておい てください。(給与明細等の保管等)

3

別居の母を扶養し毎月送金をしていたが、年 金額+パート等の収入が増えており、組合員 の送金額が被扶養者としての認定基準額を満 たしていなかった。

送金額は、母の総収入の 1/3 以上の金額が必要です。

4

被扶養者である夫に、株式収入があるので確 定申告の書類を提出したが、雑収入に記載が あった。雑収入が恒常的な収入であるか判断 がつかなかった。

雑収入については、確定申告の添付書類がない場合があります。様々な収入形態が見受けられるため、恒常的所得か一時的所得かを追記していただくことがあります。

また、確定申告で<mark>認定基準年額を超過した場合は税務署の受付日が取消日</mark>となります。

~気をつけよう~

- ◎ 被扶養者のご家族が資格要件を満たしているか、常に確認しておきましょう。
- ~被扶養者の認定基準となる収入額は次のとおりです。 これを超過する場合は取消となります~
- ①年額 130 万円未満(原則)
- ※個人年金や遺族年金のみ受給の方はこちらに該当
- ②年額 180 万円未満 (60 歳以上で所得の全部もしくは一部が公的年金等を受給している方及び障害を支給事由とする公的年金等を受給している方)

扶養手当該当者や年金を受給しながら働く方が見落とし がちな取消例

アルバイト収入等で一定金額 (① 108,334 円以上 ② 年金と合算し 15 万円以上)を 3 か月連続して超過した。 ※公的年金等は支給年額を 12 で除した金額を毎月の収入としてアルバイト収入に加えます。

3 か月連続で超過した時点で取消(配偶者は国民年金第3号被保険者非該当)となります。

- ※在職等証明書に記載のない期間であっても、不安定収入による 所得が見受けられる場合には、月の収入額の確認をお願いするこ とがあります。
- ・所得証明書に記載されない年金の受給も忘れずに申告 してください。(障害年金・遺族年金・個人年金等)
- ◎ 被扶養者が年金を受給している場合は、最新の振込 通知等を大切に保管しておいてください。また、年金 額の改定による認定取消は、改定通知書の受理日が認 定取消日となります。余白に受理日を記入しておいて ください。
- ◎ 別居している被扶養者への送金について、**手渡しは証拠書類が残らないため原則認めておりません**。 ATM 等を利用し、組合員から被扶養者へ送金していることが確認できるようにし、振込の控えは必ず保管しておいてください。
- ◎ 株等の譲渡収入がある方は、恒常的収入として取り 扱いますので、ご注意ください。

